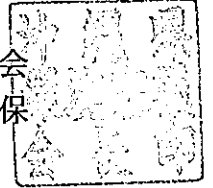




環 審 第 5 号  
平成 27 年 2 月 5 日

沖縄県知事 翁長 雄志 殿

沖縄県環境審議会  
会長 大森 保



沖縄県生活環境保全条例の一部改正（案）について（答申）

平成 26 年 12 月 25 日付け沖縄県諮問環第 9 号で諮問のあったみだしのこ  
とについては、原案のとおり定めることが適当である。

付帯意見として、石綿除去工事に係る掲示について、県独自の掲示  
基準等を検討すること。



沖縄県生活環境保全条例の一部を  
改正する条例（案）（概要）

環境部環境保全課

## 沖縄県生活環境保全条例の改正（案）（概要）について

### 1 改正の経緯及び必要性

- (1) 石綿使用の可能性がある鉄骨造や鉄筋コンクリート造の建築物の解体等工事は、平成40年頃をピークに全国的に増加すると推計されております。
- (2) 非飛散性石綿については、「大気汚染防止法」（昭和43年6月10日法律第97号）にて規制対象外となっているが、除去工法によっては、石綿の飛散が懸念されることから、非飛散性石綿の飛散防止対策の強化が必要となります。
- (3) このことから、沖縄県生活環境保全条例を改正し、非飛散性石綿に関する規定を整備し、石綿の飛散防止対策の強化を図る必要があります。

### 2 改正案の概要

- (1) 定義  
石綿に関する用語の定義を追加します。
- (2) 非飛散性石綿の排出等作業に関する規制
  - ア 作業実施基準を追加します。
  - イ 解体等工事における石綿の事前調査の実施及び調査結果の掲示を追加します。
  - ウ 石綿粉じん排出等作業の実施の届出を追加します。  
※規則で届出の規模要件を規定する予定です。
  - エ 計画変更命令、作業実施基準の遵守義務及び作業基準適合命令を追加します。
  - オ 発注者の配慮に関する規定を追加します。
- (3) 飛散性石綿及び非飛散性石綿の排出等作業に関する規制
  - ア 作業実施の完了届出を追加します。
- (4) 立入調査及び罰則  
上記条例の改正に伴い、立入調査の権限及び罰則規定を追加します。

# 沖縄県生活環境保全条例改正（案）概要

（改正案）	（現行）
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">1章 総則</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px; margin-bottom: 5px;">1節 通則</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;">2節 県、事業者及び県民の債務等</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">2章 生活環境の保全等に関する規制</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px; margin-bottom: 5px;">1節 大気の保全に関する規制</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 40px; margin-bottom: 5px;">1款 ばい煙に関する規制</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 40px;">2款 粉じんに関する規制 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">追加</span></div> <p style="margin-left: 40px;">* 石綿に関する規制を追加 (1)事前調査 (2)作業実施届出 (3)作業実施基準の遵守 等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px; margin-bottom: 5px;">2節 水質の保全に関する規制</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 40px; margin-bottom: 5px;">1款 排水に関する規制</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 40px;">2款 赤土等の流出による水質汚濁の防止</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px; margin-bottom: 5px;">3節 土壌の汚染防止に関する措置</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">3章 環境への負荷の低減</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">4章 補則</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">5章 罰則</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">1章 総則</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px; margin-bottom: 5px;">1節 通則</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;">2節 県、事業者及び県民の債務等</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">2章 生活環境の保全等に関する規制</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px; margin-bottom: 5px;">1節 大気の保全に関する規制</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 40px; margin-bottom: 5px;">1款 ばい煙に関する規制</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 40px;">2款 粉じんに関する規制</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px; margin-bottom: 5px;">2節 水質の保全に関する規制</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 40px; margin-bottom: 5px;">1款 排水に関する規制</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 40px;">2款 赤土等の流出による水質汚濁の防止</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px; margin-bottom: 5px;">3節 土壌の汚染防止に関する措置</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">3章 環境への負荷の低減</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">4章 補則</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">5章 罰則</div>

第2章 第1節 大気の保全に関する規制（案）  
 第2款 粉じんに関する規制（案）

**石綿粉じん排出等作業に関する規制**

1. 大気汚染防止法では以下の建材の除去作業について、規制されている。

- (1) 吹付石綿
- (2) 石綿含有保温材
- (3) 石綿含有断熱材
- (4) 石綿含有耐火被覆材

} レベル1及び2 (特定建築材料)

2. 大気汚染防止法で規制対象外である次の建材について、条例で規制する。

- (1) 石綿含有成形板
- (2) その他非飛散性石綿含有建材(石綿布等)

} レベル3 (石綿含有建築材料)

\* レベル1及び2を飛散性石綿、レベル3を非飛散性石綿という。

**規制の概要** 新規

```

    graph TD
      Pref[知事] --> Contractor[解体等工事の発注者]
      Pref --> SubContractor[解体等工事の受注者]
      Pref --> Worker[石綿粉じん排出等作業の施工者]
      Contractor --> Pref
      Contractor --> SubContractor
      SubContractor --> Contractor
      SubContractor --> Worker
      Worker --> SubContractor
  
```

**解体等工事の発注者** <sup>1</sup>

1. 石綿粉じん排出等作業届出
2. 作業完了届出（法に規定なし）
3. 発注者の配慮義務

**解体等工事の受注者** <sup>2</sup>

1. 事前調査の実施及び結果の説明
2. 調査結果の掲示

**石綿粉じん排出等作業の施工者** <sup>2</sup>

1. 作業実施基準の遵守義務

**知事**

1. 作業実施基準の設定
2. 計画変更命令
3. 作業実施基準適合命令等
4. 報告及び検査
5. 罰則

\* 大気汚染防止法の規定に即して整理

<sup>1</sup> 石綿粉じん排出等作業実施の届出の規模要件は、規則で制定予定である。  
 現在は、建設リサイクル法に合わせて、解体等工事を行う建築物の床面積 80 m<sup>2</sup>以上を想定している。

<sup>2</sup> 解体等工事において下請業者を使用して石綿粉じん排出等作業を施工する場合、全ての下請け業者を統括管理しており、現場において下請け業者を指示することもできる元請け業者が施工者となる。

作業実施基準（案）

規則で規定予定

項	作業の種類	作業実施基準（案）
1	解体する作業(次項に掲げるものを除く。)	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている石綿含有建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>(1) 石綿含有建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>(2) 除去する石綿含有建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>(3) 石綿含有建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、石綿含有建築材料を除去した部分に石綿の飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の石綿を処理すること。</p>
2	人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ石綿含有建築材料を除去することが著しく困難な作業	<p>作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p>
3	改造し、又は補修する作業	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている石綿含有建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>(1) 石綿含有建築材料を除去する場合は1の項に掲げる処理に準じた方法で行うこと。</p>

\* 大気汚染防止法及び「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」の内容に即して整理

○ 改正条例における罰則案（量刑比較）

大気汚染防止法	沖縄県生活環境保全条例（案）		
ばい煙に関する規制			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="181 405 794 568"> <b>設置の届出、構造等の変更の届出</b>                      3月以下の懲役                      30万円以下の罰金                 </td> <td data-bbox="794 405 1366 568">                     3月以下の懲役                      30万円以下の罰金                 </td> </tr> </table>		<b>設置の届出、構造等の変更の届出</b> 3月以下の懲役 30万円以下の罰金	3月以下の懲役 30万円以下の罰金
<b>設置の届出、構造等の変更の届出</b> 3月以下の懲役 30万円以下の罰金	3月以下の懲役 30万円以下の罰金		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="181 568 794 732"> <b>経過措置、実施の制限</b>                      30万円以下の罰金                 </td> <td data-bbox="794 568 1366 732">                     20万円以下の罰金                 </td> </tr> </table>		<b>経過措置、実施の制限</b> 30万円以下の罰金	20万円以下の罰金
<b>経過措置、実施の制限</b> 30万円以下の罰金	20万円以下の罰金		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="181 732 794 896"> <b>ばい煙量等の測定</b>                      30万円以下の罰金                 </td> <td data-bbox="794 732 1366 896">                     （なし）                 </td> </tr> </table>		<b>ばい煙量等の測定</b> 30万円以下の罰金	（なし）
<b>ばい煙量等の測定</b> 30万円以下の罰金	（なし）		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="181 896 794 1059"> <b>計画変更命令等、改善命令</b>                      1年以下の懲役                      100万円以下の罰金                 </td> <td data-bbox="794 896 1366 1059">                     1年以下の懲役                      100万円以下の罰金                 </td> </tr> </table>		<b>計画変更命令等、改善命令</b> 1年以下の懲役 100万円以下の罰金	1年以下の懲役 100万円以下の罰金
<b>計画変更命令等、改善命令</b> 1年以下の懲役 100万円以下の罰金	1年以下の懲役 100万円以下の罰金		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="181 1059 794 1223"> <b>氏名の変更等の届出、承継</b>                      10万円以下の過料                 </td> <td data-bbox="794 1059 1366 1223">                     5万円以下の過料                 </td> </tr> </table>		<b>氏名の変更等の届出、承継</b> 10万円以下の過料	5万円以下の過料
<b>氏名の変更等の届出、承継</b> 10万円以下の過料	5万円以下の過料		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="181 1223 794 1386"> <b>ばい煙排出の制限</b>                      6月以下の懲役                      50万円以下の罰金                 </td> <td data-bbox="794 1223 1366 1386">                     6月以下の懲役                      50万円以下の罰金                 </td> </tr> </table>		<b>ばい煙排出の制限</b> 6月以下の懲役 50万円以下の罰金	6月以下の懲役 50万円以下の罰金
<b>ばい煙排出の制限</b> 6月以下の懲役 50万円以下の罰金	6月以下の懲役 50万円以下の罰金		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="181 1386 794 1550"> <b>ばい煙排出の制限（過失の場合）</b>                      3月以下の禁固                      30万円以下の罰金                 </td> <td data-bbox="794 1386 1366 1550">                     3月以下の禁固                      30万円以下の罰金                 </td> </tr> </table>		<b>ばい煙排出の制限（過失の場合）</b> 3月以下の禁固 30万円以下の罰金	3月以下の禁固 30万円以下の罰金
<b>ばい煙排出の制限（過失の場合）</b> 3月以下の禁固 30万円以下の罰金	3月以下の禁固 30万円以下の罰金		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="181 1550 794 1713"> <b>事故時の措置</b>                      6月以下の懲役                      50万円以下の罰金                 </td> <td data-bbox="794 1550 1366 1713">                     6月以下の懲役                      50万円以下の罰金                 </td> </tr> </table>		<b>事故時の措置</b> 6月以下の懲役 50万円以下の罰金	6月以下の懲役 50万円以下の罰金
<b>事故時の措置</b> 6月以下の懲役 50万円以下の罰金	6月以下の懲役 50万円以下の罰金		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="181 1713 794 1877"> <b>報告及び検査</b>                      30万円以下の罰金                 </td> <td data-bbox="794 1713 1366 1877">                     20万円以下の罰金                 </td> </tr> </table>		<b>報告及び検査</b> 30万円以下の罰金	20万円以下の罰金
<b>報告及び検査</b> 30万円以下の罰金	20万円以下の罰金		

粉じんに関する規制	
<b>設置の届出、経過措置</b> 30万円以下の罰金	20万円以下の罰金
<b>基準適合命令等</b> 6月以下の懲役 50万円以下の罰金	6月以下の懲役 50万円以下の罰金
<b>報告及び検査</b> 30万円以下の罰金	20万円以下の罰金
石綿粉じんに関する規定 <input type="checkbox"/> 追加	
<b>作業実施届出</b> 3月以下の懲役 30万円以下の罰金	20万円以下の罰金
<b>作業実施届出(ただし書)</b> 10万円以下の過料 災害その他非常の事態の発生により緊急に作業を行う必要がある場合	罰則なし
<b>計画変更命令、作業基準適合命令</b> 6月以下の懲役 50万円以下の罰金	3月以下の懲役 30万円以下の罰金
<b>作業完了届出</b> 規定なし	罰則なし
<b>報告及び検査</b> 30万円以下の罰金	20万円以下の罰金